

# 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会 会長 平井 伸治

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務

### (2) 業務の内容

ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務仕様書による。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで（完了報告書の提出及びねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）による完了報告書に対する合格通知発出を含む。）

### (4) 予算額

金7,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、下記（1）～（6）の要件を全て満たす単独企業、又は共同企業体とする。ただし、共同企業体の場合には、下記（2）、（6）の要件については、構成員のうちいずれか一者以上が満たせばよいこととする。

なお、一提案者が複数の企画提案をすること、および代表構成員またはその他の構成員として複数の提案をすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
- (3) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (6) 過去に同種の広報宣伝業務を実施した実績があること（民間実績を含む）。

## 3 評価方法

企画提案書の評価は、「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対し、各審査委員が「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）の審査項目ごとに採点した点数（100点満点）の平均について、最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

## 4 最優秀提案者の選定方法

- (1) 3により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
- (2) 審査の結果、同点の場合は審査委員の合議によって最優秀提案者を選定する。

## 5 手続き等

### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局(鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課内)

電話 0857-26-7903 ファクシ 0857-26-8129

電子メール nenrin-wmg@pref.tottori.lg.jp

### (2) 企画提案書作成要領等の各種書類の交付

令和5年3月17日(金)から同年4月17日(月)までの間に、インターネットのねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会のホームページ(<https://nenrin-tottori2024.jp/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

令和5年3月17日(金)から同年4月17日(月)までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

5の(1)と同じ

## 6 参加意思表明書等の提出

本企画提案への参加を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案参加表明書(様式2)

イ 会社・団体等概要(様式3)

ウ 共同企業体協定書(写し)

※案でも可。案の場合は企画提案書の提出時に協定書の写しを提出すること。

エ 過去に同種の広報宣伝業務を実施した実績を確認することができる書類(契約書の写しなど)

### (2) 提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)とする。

### (3) 提出期限

令和5年3月30日(木)正午まで(必着)

## 7 参加資格の確認

### (1) 参加資格の確認結果

6(1)の提出書類により、参加資格の確認を行い、その結果を令和5年3月31日(金)以降、書面により通知する。

### (2) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

### (3) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、令和5年4月7日(金)正午まで(必着)に、書面(任意様式)によりその理由の説明を求めることができる。

実行委員会は、書面提出後1週間を目途に書面によりその理由を説明するものとする。

## 8 企画提案書の提出

企画提案への参加通知を受けた者は、別途定める「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広

報宣伝業務委託企画提案作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき、以下の書類を実行委員会に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書届出書（様式4） 1部
- イ 本業務実施フロー（様式5） 15部
- ウ 企画提案書 15部  
A4判横型左綴じ、片面印刷20ページ以内（表紙・目次はページ数に含めない）
- エ 企画提案書概要 15部  
A4判横型、片面印刷1ページ
- オ 見積書 1部  
1（4）に記載する金額を超える場合は審査の対象としないものとする。
- カ（共同企業体において、参加意思表明書提出時に「共同企業体協定書」の案を提出した場合）「共同企業体協定書」の写し 1部

(2) 提出方法

持参又は郵便等により送付すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ただし、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）とする。

(3) 提出期限

令和5年4月17日（月）正午まで（必着）

9 プレゼンテーションの実施

審査要領に基づき、企画提案書によるプレゼンテーション審査を行う。

なお、説明で使用する資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとし、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

(1) 日時

令和5年4月下旬を予定（日時等は、参加者に別途連絡する。）

(2) 場所

鳥取市内を予定（会場は、参加者に別途連絡する。）

(3) プレゼンテーションの時間

1提案者あたり35分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内）

(4) 説明者

1提案者あたり4名以内（補助者を含む。）

10 契約の締結

実行委員会は、審査委員会が選定した最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して、ねりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務委託契約（以下「契約」という。）を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議も含む。協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項（「知事」は「実行委員会長」と読み替える。）に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて前後する場合もある。

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| (1) ホームページ掲載（公募開始）      | 令和5年3月17日（金）   |
| (2) 質問書提出期限             | 令和5年3月24日（金）   |
| (3) 質問回答                | 令和5年3月27日（月）   |
| (4) 参加意思表明書等提出締切        | 令和5年3月30日（木）   |
| (5) 参加資格確認結果通知          | 令和5年3月31日（金）   |
| (6)（参加資格不認可の場合）理由説明要求期限 | 令和5年4月7日（金）    |
| (7) 企画提案書提出期限           | 令和5年4月17日（月）   |
| (8) 審査委員会開催（審査実施）       | 令和5年4月下旬       |
| (9) 審査結果の通知             | 令和5年4月下旬       |
| (10) 契約締結等の協議及び見積り依頼    | 令和5年4月下旬又は5月上旬 |
| (11) 契約締結               | 令和5年5月中旬       |

## 13 その他

### (1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

### (2) 提案者の失格

実行委員会は、提案者のうち審査委員や実行委員会事務局に事前に不正な働きかけ等を行った者や、提出書類に虚偽の内容を記載した者については失格とする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要をインターネットのねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会のホームページ (<https://nenrin-tottori2024.jp/>) で公表するものとする。

### (4) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

なお、実行委員会に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

### (5) プロポーザル参加にかかる費用負担

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (6) 著作権の取扱い

ア 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は実行委員会に帰属し、無償で実行委員会に譲渡するものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。また、企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

### (7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団

員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報宣伝業務仕様書」については、契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更することがある。

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を踏まえ、仕様の内容を変更することがある。